



小島 智恵
議員
(拓政会)

問 文科省の調査では平成24年全国小中高のいじめ認知件数は19万8108件であり、昭和60年の調査開始以来最多となった。昨年9月、国の「いじめ防止対策推進法」が施行され、町は基本方針策定を進めている。
平成24年体罰に係る実態調査では被害の児童・生徒1万4208人と判明。昨年10月、町内においても体罰が発生し道教委の処分が下され、町教委から委員会報告された。子どもたちを守るため更なる教育現場での対応が求められる。わが町は平成17年から毎月19日を「まくべつ教育の日」に定めている。民生委員からは学校と地域を密にして教育問題に実効性があるが、参加者は少ないと聞く。以下伺う。
(1)なぜ体罰が起きたか。他に起きていないか。
(2)教職員に対する処分のあり方。
(3)いじめ件数、実態。
(4)「いじめ防止対策推進法」施行後これまでと異なる点や問題点は。
(5)「まくべつ教育の日」の現状、

問 毎月19日「まくべつ教育の日」のPR強化を
答 あらゆる方法を用いながら、知ってもらい、来てもらえるように努めていきたい

地域の方の参加状況、PR方法。

教育長(1) 当該教諭には、体罰は許されない行為であるという自覚があつたものの、児童の気持ちを授業に集中させたいという一心から、不適切な行為に至つたものと認識している。教員間で危機意識を共有している状況にあり、他に体罰はない。
(2)教職員の懲戒処分は、北海道教育庁の賞罰委員会を経て教育委員会会議において決定される。処分に当たっては、道教委が定めた懲戒処分の指針に基づき厳格に処分の内容が決定されている。
(3)全校児童生徒対象のいじめの実態調査結果では平成24年度が5校19件、25年度は4校8件であり、いじめの実態は、「冷やかす、かからかい、悪口を言われる」というものが大半を占めていた。
(4)施行後の異なる点は、児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じるなどの重大事態への対処については、学校が特別に組

織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、問題解決と再発防止のために必要な措置を講ずるようになった。加えて、地方公共団体の長は、重大事態が発生した場合「附属機関」を設け、学校設置者などの調査結果について調査を行うことができることされた。問題点をあげるならば、本法の対象となるいじめに対する認識に難しさがあると考えている。
(5)町内の全ての小中学校で、毎月19日を「まくべつ教育の日」として設定し、学校を開放している。保護者をはじめ、地域住民、民生委員、主任児童委員、教育委員、高校関係者、発達支援コーディネーター、子どもサポーターの方々が来校しており、教育の日に「地域参観日」や食育に関する授業を計画するなど、各学校において工夫を凝らしている。
また、周知用ポスターの作成・配付や公区長会議における説明・PRなどのほか、各学校の玄関にポスターを掲示するとともに、学

校便りやPTA等で積極的な情報発信に努めている。
再質問(1) 体罰発生後、心配される事案のため議員全員に報告すべきだったと思うが。(2)今回発生した問題は。(3)いじめは解決しているか。(4)試行中のQ-U※は今後導入していくか。

答(1) 総務文教常任委員会で説明するのが最適と判断した。(2)繰り返し指導してきたが、さらに指導を強めて行く。(3)いじめは全て解決している。(4)検証結果を踏まえ判断していく。

※Q-Uとは
楽しい学校生活を送るためのアンケートのこと。



まくべつ教育の日PR看板